

# 令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第4回福岡県最低賃金専門部会

- 1 日時 : 令和6年8月8日(木) 10:05~13:00
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室
- 3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)  
大坪 知弘  
平井 佐和子(部会長代理)  
丸谷 浩介(部会長)

**【労働者代表委員】** 2人(定数3人)  
小陳 武志  
長嶋 良昭

**【使用者代表委員】** 3人(定数3人)  
庄崎 秀昭  
松本 恭子  
山口 洋志

**【福岡労働局】** 田村 労働基準部長  
渡辺 賃金室長       ほか

### 4 主要議題

(1) 福岡県最低賃金の改定について

(2) その他

### 5 審議内容

部 会 長            それでは、ただ今より令和6年度福岡地方最低賃金審議会第4回福岡県最低賃金専門部会を開催いたします。

                      なお、本日の専門部会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者での協議については公開とします。

                      では、本日の委員の出欠及び定足数について事務局より報告をお願いします。

室 長 補 佐            本日は労働者代表委員の河村委員が欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定足数を満たしており、本日の本会議は成立していることを御報告いたします。

部 会 長            はい、ありがとうございます。

                      次に、本日の議事録の確認ですが、

                          労働者代表委員    長嶋委員

                          使用者代表委員    山口委員

                      をお願いいたします。

長 嶋 委 員

(承 諾)

山 口 委 員

部 会 長            それでは、議事(1)の「福岡県最低賃金の改定について」の審議に入ります。

                      第3回の専門部会では、労働者側は、三要素のうち生計費、賃金を重視し、福岡の消費者物価指数が全国の水準を上回っていること、また、連合の春闘結果のうち、定昇相当分を除く300人未満の中小労組の賃上げ額である9,359円を月の平均労働時間である173.8時間で割って算定した金額である54円を引上げ額とし、995円を提示されました。

                      使用者側は、賃金改定状況調査第4表③のパート労働者の賃金上昇率Bランクの3.7パーセント、日本商工会議所調査における中小企業の賃金改定調査のパート・アルバイトの賃上げ率3.88パーセント等から、引上げ率4パーセントとして38円引上げの979円を提示されました。

                      以上の主張で、労使双方、よろしいでしょうか。

各 委 員

(相違なし)

部 会 長            はい、ありがとうございます。

                      現段階では、大変御尽力いただきまして、その差が縮まってきたところではあります。それでも主張する金額に16円の開きがあります。

                      したがいまして、本日も、労働者側・使用者側と公益委員との二者間の協議をしながら最終調整を図っていきます。

傍聴者におかれましては二者協議の際には一旦、退席していただき、その間、控室でお待ちいただくことをあらかじめお伝えしておきます。事務局は、その都度、控室への案内をお願いします。

二者協議に入る前に、この公・労・使三者が揃っている場で、労使双方お話ししておくことがあればお願いします。

各 委 員

(意見等なし)

部 会 長

はい、分かりました。

これまで、専門部会を3回開きまして、公労使において真摯に議論を重ねたところでございます。本日は専門部会の最終日となりますので、結審したいと考えております。

繰返しになりますが、金額につきましては、労使双方の御検討と御理解があり、その差は16円にまで縮まっており、これまで積み重ねてきた議論をみましても、公益委員としましては、全会一致での合意がまだ可能であると考えております。

そこで、本日も労使間の最終調整を図っていきたいと考えております。労使双方の意見が出尽くし、仮に合意ができないと判断した場合には、前回申し上げましたように、公益委員見解を示し採決となることもあるかもしれません。そのような事態にならないように、労使双方におかれましても、更なる御理解と御検討、御決断の程をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、この後、公益委員が、まず使用者側、そのあと労働者側の順に控室へ参りたいと思います。事務局は、労働者代表委員と使用者代表委員をそれぞれの控室に御案内いただき、傍聴者の方も控室へ御案内していただきますようお願いいたします。

(労使代表委員退室)

(傍聴者退室)

(公益代表委員と使用者代表委員との個別折衝)

(公益代表委員と労働者代表委員との個別折衝)

(労使代表委員入室)

(傍聴者入室)

(議事再開)

部 会 長

それでは審議を再開します。

本日も労使双方の主張、意見をお聞きし、最後まで全会一致に向けた調整を努めて参りました。労使双方ともかなり御尽力いただき、努力していただいたところではございますけれども、労使の意見の一致には至りませんでした。

したがいまして、ここから公益委員見解を示すことといたします。

ここからの進め方としましては、福岡県最低賃金審議会会長あての専門部会報告書の中身を確認していただくこととなります。まず、公益委員見解を示し、金額等についての採決を行い、その後に労使委員からの要望書、付帯決議などがあれば、その確認などをしていきます。最終的に報告書についての確認をしていただきます。

まずは、公益委員見解についての最終確認は済んでおりますので、事務局は公益委員見解（案）等を配布してください。

事 務 局

（公益委員見解（案）配布）

部 会 長

それでは、公益委員見解について読み上げます。

令和6年度福岡地方最低賃金審議会専門部会公益委員見解

令和6年8月8日

公益委員としては、本年度の最低賃金について、51円の引上げを妥当なものと考ええる。その理由は、次の通りである。

#### 1 基本的な考え方

中央最低賃金審議会は、政府方針に配慮して3要素を考慮した審議を行った結果、令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安について福岡県を含めたBランクの目安額を50円とした。同審議会は、①労働者の生計費につき消費者物価の上昇がみられること、②賃金につき、大手企業・中小企業ともに昨年を上回る高水準の賃金上昇率がみられること、③賃金改定状況調査結果第4表③における賃金上昇率が昨年を上回っていること、④通常の事業の賃金支払能力につき、売上高経常利益率が安定して改善の傾向にあること、⑤従業員一人あたり付加価値額が改善していることを挙げている。その一方で⑥売上高経常利益率、価格転嫁は二極化の傾向にあり、⑦倒産件数が過去最多を大幅に更新していることを注視した。同審議会公益委員は、上記の観点を踏まえつつ、消費者物価の上昇が続いていることを考慮して、労働者の生計費を重視した。そして地方最低賃金審議会に対し、「目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたい」と期待している。我々も当見解及び期待に賛同するところである。

最低賃金の改正決定にあたり最も重要な要素となるのは最低賃金法第9条第2項の3要素であり、福岡県最低賃金は福岡地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。もっとも、令和6年7月5日付福岡労働局長発福岡地方最低賃金審議会宛「福岡県最低賃金の改正決定について（諮問）」（福岡労発基0705第1号）は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配意」することを求めており、これら閣議決定が、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただくこと、地域間格差の是正を図ることを重要視していることに鑑み、中央最低賃金審議会が示す目安への配慮は不可欠であり、最低賃金法の定める3要素に加え、本年度はさらに最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であるべきことを重視しなければならない。また、福岡地方最低賃金審議会が最低賃金改正決定を行うにあたり、最低賃金法は法所定の考慮要素以外を考慮してはならない旨定めておらず、むしろ当審議会で用いた福岡県における各種の客観的資料に基づき検討すべきであろう。以上のように、本公益委員見解はまず福岡県における法定3要素を検討した上で、各種客観的資料を含めて総合的に検討した。

## 2 福岡地方における労働者の生計費

「1世帯当たり1か月間の収入と支出の推移」をみると、福岡市・北九州市で収入・支出ともに10ポイント程度の上昇がみられる（別冊Ⅱ資料1-1。特に断りがない限り対前年比。以下同じ。）。総務省による消費者物価指数をみても、中央最低賃金審議会が重視した「持家の帰属家賃を除く総合」の上昇率が全国平均よりも福岡市及び北九州市のそれが上回っていることを確認することができる（1-5）。消費者物価の高騰に対して消費が追いつきつつあるが、さらに価格転嫁が進むことも予想され、消費者物価の上昇が続く中では最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を向上させる必要がある。

## 3 福岡地方における労働者の賃金

「賃金改定状況調査結果」をみると、第4表③における賃金上昇率（Bランク）は合計で2.9パーセントであり、パートについては3.7パーセントとなっている（11）。これは最大値であった昨年度の結果（昨年度2.4パーセント）を上回っていると同時に、特にパート（昨年度2.4パーセント）の上昇率が顕著であって賃上げの効果が特定労働者に偏ることなく行き渡っていることを示している。

福岡地方の賃金に関する資料をみると、「2024 春季生活闘争連合福岡第7回（最終）回答集計結果」における賃金上昇率は全体で4.29パーセントと、2015年以降最高水準となった（2-1）。福岡県経営者協会の「2024年春季労使交渉・賃金改定回答一覧」をみても、100人未満の賃金引上げ率は平均4.70パーセントと、こちらも高水準となっている（2-2）。「福岡県内公共職業安定所別求人平均賃金状況（常用パート）」の時給についても、平均して50円の引上げを確認することができる（2-6）。また、福岡県の有効求人倍率（2023年）は上昇傾向にあり、失業率も減少している

(4)。パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額は令和元年から1,000円を上回っているが、令和6年5月は1,160円であり、募集賃金下限額でも1,089円となっており(8)、人手不足にともなう実勢賃金額の上昇を確認することができる。

賃上げは過去最高水準にあるが、その効果は依然として大企業中心である(2-1、2-2)。国税庁「民間給与実態統計調査」で福岡国税局管内の給与階級別分布をみると、年収200万円以下の割合に上昇傾向がみられ(2-7)、低賃金労働者の処遇改善が進んでいないことが確認できる。確かにパートタイム労働者の処遇改善は進んでいるが、未だ不十分であるといえる。これらにより、賃金水準が相対的に低い中小企業・小規模事業所労働者の賃金を消費者物価の上昇以上に引き上げることが重要である。

#### 4 福岡地方における通常の事業の支払能力

福岡県「県内企業における価格転嫁及び賃上げに関する調査結果」(3-8)によると、価格転嫁が一定程度(7割以上)進んでいる企業は23.9パーセントに留まり、全く価格転嫁できていない企業も12.5パーセント存在している。とりわけ地域住民の生活と雇用を支える中小企業・小規模事業者では、依然として賃上げ分を価格転嫁するための価格交渉すら困難な状況もあることに十分配慮しなければならない。他方で、福岡県の企業倒産件数が全国平均よりも高水準であること(5)、信用保証協会による代位弁済が増加している一方で(3-11)、休廃業増加件数は全国平均よりも低位に推移していること(6)、常用労働者数と就業者数が増加傾向にあること(8)にも十分配慮しなければならない。

ただし、物価上昇に伴う価格転嫁の状況につき、福岡県では官民労の13団体で「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し各種の取組を行っているところである。あわせて、県内企業数の99パーセントを占める中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上の支援など、一連の政策をより強化徹底することが政府の政策として示されており、価格転嫁、企業の収益増加、賃金の上昇、消費の増加という好循環につなげる必要がある。

#### 5 結論

中央最低賃金審議会は、令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安額を50円とした。当審議会公益委員としては、福岡県の経済・雇用の実態を見極めつつ、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、地域間格差の是正を図ることを考慮するものであって、その趣旨は中央最低賃金審議会が示した「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」と一致するものである。中央最低賃金審議会が示す目安を考慮すべきと判断し、加えて、福岡県における最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があるとの観点から、最低賃金の地域間格差を縮小させることが活力ある福岡県の経済に寄与する点も考慮して、令和6年度の福岡県最低賃金額は中央最低賃金審議会目安に1円を加えた51

円(5.42パーセント)引き上げ、992円とすることが妥当であるとの結論に達した。

以上が、公益委員見解(案)でございます。

ただ今、51円の引上げをして992円とすることが妥当なものであるとする公益委員見解を示しました。これにつきまして、最低賃金審議会令第5条及び第6条の規定に基づき、議決を行いたいと思います。

なお、議決を行う前に、公益委員見解について協議を行う必要がありましたらお時間を取りますが、いかがですか。

各 委 員

(必要なし)

部 会 長

それでは、引上げ額51円とする公益委員見解(案)について、これから採決を行います。

事務局は定足数の確認をしてください。

室 長 補 佐

議決のための定足数につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項により、委員の3分の2以上または公労使委員の各3分の1以上の出席が必要となります。本日の出席者数は部会長を含めて8名となっており、これは定足数3分の2以上の出席者数ですので、議決のための定足数を満たしております。

部 会 長

それでは採決を行います。

引上げ額51円に反対の方、挙手をお願いします。

続きまして、賛成の方、挙手をお願いします。

事務局は、それぞれの人数を発表してください。

室 長 補 佐

賛成4名、反対3名です。

最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第3項により、採決は出席委員の過半数をもって決することになっております。

ただ今の採決は、部会長を除く出席委員の過半数を賛成が占めています。

部 会 長

採決の結果、引上げ額51円とする議決がなされました。

これをもちまして、福岡県最低賃金については、時間額992円、引上げ額51円として審議会会長あてに報告することとします。

次に、労使委員からの要望書あるいは付帯決議文の要望がありましたら求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

室 長 補 佐

使用者側委員から、本日の専門部会に事前に付帯決議(案)の書面をいただいております。





部会長 それでは、付帯決議（案）の採決を行います、よろしいでしょうか。

各委員 (承諾)

部会長 それでは、採決を行います。  
議決の定足数の確認ですが、先ほど委員の出欠状況と変更はございませんので省略します。  
付帯決議（案）に反対の方、挙手をお願いします。  
続きまして、賛成の方、挙手をお願いします。  
事務局はそれぞれの人数を発表してください。

室長補佐 賛成7名、反対0名です。

部会長 付帯決議（案）関しましては、この内容で全会一致により議決されました。  
それでは、先ほど議決されました付帯決議及び公益委員見解と合わせて引上げ額の決定を、明日の最低賃金審議会にて福岡地方最低賃金審議会会長あてに当専門部会として報告いたします。  
これから、その報告書（案）を作成いたしますので、しばらくお待ちください。  
作成場所として、使用者側委員の控室をお借りします。

(公益委員と事務局退室)

(公益委員と事務局にて報告書（案）作成)

(公益委員と事務局入室)

(議事再開)

部会長 大変お待たせいたしました。  
ただ今、福岡県最低賃金に関する報告書案を作成していたところですが、事務的に手間取っておりまして、すぐにお示しすることが難しくなりました。大変申し訳ありませんが、明日本審を開催することになっておりますので、この続きについてはその本審の最初の時間を使わせていただいて、最初の時間は専門部会として開催し、その後本審の委員の方にも加わっていただき本審を開催することにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

庄崎委員 よろしいでしょうか。



部 会 長        はい、ありがとうございます。

明日、第5回専門部会を10時から新館3階共用C会議室にて開催することになりましたので、専門部会委員の皆様におかれましては、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第4回専門部会を閉会します。

大変お疲れ様でした。